

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前				
第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付				第2章 関税の確定、納付、徴収及び還付				
第1節 通則				第1節 通則				
(協定税率を適用する国) 3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。				(協定税率を適用する国) 3-3 法第3条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。				
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	
(アジア州) (省略) カンボジア ラオス ミャンマー (省略) キルギス タジキスタン トルクメニスタン※ (省略) (ヨーロッパ州) (省略) ポーランド ロシア オーストラリア (省略) スロバキア		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		(アジア州) (同左) カンボジア ラオス ミャンマー (同左) キルギス タジキスタン※ トルクメニスタン※ (同左) (ヨーロッパ州) (同左) ポーランド ロシア※ オーストラリア (同左) スロバキア		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○		○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
モンテネグロ		○		モンテネグロ※		○	
コソボ共和国※		○		コソボ共和国※		○	
(省略)				(同左)			
(北アメリカ州)				(北アメリカ州)			
(省略)				(同左)			
(南アメリカ州)				(南アメリカ州)			
(省略)				(同左)			
(アフリカ州)				(アフリカ州)			
(省略)				(同左)			
(大洋州)				(大洋州)			
(省略)				(同左)			
ニウエ島 (ニュージーランド)		○		ニウエ島 (ニュージーランド)		○	
サモア		○		サモア		○	○
バヌアツ		○		バヌアツ			
(省略)				(同左)			

(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

第 5 節 その他

(内国消費税等についての端数計算の方法)

13 の 4-3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。

(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条か

(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。

(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するものについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。

第 5 節 その他

(内国消費税等についての端数計算の方法)

13 の 4-3 内国消費税についての端数計算の方法は、次による。

(1) 消費税の課税標準の端数処理は、その課税物品につき定率法第 4 条か

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ら第4条の9までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに対して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4-1 及び 13 の 4-2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 及び(3) (省略)</p> <p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20-5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(11) 船舶内において生じた海洋環境に有害な個体ばら積み貨物残渣を含む船倉の洗浄水を廃棄物処理施設に引き渡す必要がある場合</u></p> <p><u>(12) 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合</u></p> <p><u>(13) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合</u></p> <p><u>(14) 関係官庁の指示により保安用品（油中和剤、オイルフェンス等）を積み込む必要がある場合</u></p> <p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>（指定保税地域の指定の要件）</p> <p>37-1 法第 37 条第 1 項に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p> <p>なお、次に掲げる要件と関連し、税關においては、将来指定保税地域と</p>	<p>ら第4条の8《課税価格の計算方法》までの規定に準じて算出した価格（端数処理前のもの）にその物品に係る関税及び消費税以外の消費税等の額に相当する金額（端数処理後のもの）を加算したものに対して行う。この場合の端数計算及び消費税の確定金額の端数計算の方法は、前記 13 の 4-1 及び 13 の 4-2 の(1)の場合と同様である。</p> <p>(2) 及び(3) (同左)</p> <p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p>（「その他やむを得ない事故がある場合」の例示等）</p> <p>20-5 法第20条第1項ただし書にいう「その他やむを得ない事故がある場合」とは、例えば、次に掲げる場合をいう。ただし、外国貿易船等が次に掲げる場合に該当し、不開港に入港した場合において、その出港の時までにそれぞれに掲げる場合の事情に照らして当然に必要とされる貨物、船（機）用品、携帯品等以外の積卸しをすることとなったときは、同条第1項の規定による不開港への出入の許可を要することとなるので、留意する。</p> <p>(1)～(10) (省略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(11) 外国貿易機が天候の悪化、故障、燃料の不足、到着予定港の事情、その他事前に予想できない緊急の事情により税関空港以外の場所に着陸することが必要になった場合</u></p> <p><u>(12) 脅迫、国の機関又は地方公共団体若しくはその他これらに準ずる機関の指示により強制的に入港させられた場合</u></p> <p><u>(13) 関係官庁の指示により保安用品（油中和剤、オイルフェンス等）を積み込む必要がある場合</u></p> <p>第 4 章 保税地域</p> <p>第 2 節 指定保税地域</p> <p>（指定保税地域の指定の要件）</p> <p>37-1 法第 37 条第 1 項《指定保税地域の定義》に規定する指定保税地域の指定は、次に掲げる各要件を充足する土地又は建設物その他の施設について行うものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>して指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に関係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) 国、地方公共団体（港湾管理者）又は指定法人等（令第30条の2に規定する者をいう。以下この章において同じ。）が所有し又は管理するものであること。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる港湾施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する「指定管理者」をいう。）を含むものとする。以下この章において同じ。）が自ら運営し、若しくはその管理の下に利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理の下に借受者が運営することであること。</p> <p>(4)～(5) (省略)</p> <p>(6) 後記43-1(3)に掲げる要件を充足する施設であること。</p> <p>(指定保税地域の運営)</p> <p>37-3 指定保税地域の運営については、<u>次</u>による。</p> <p>(1) <u>指定保税地域の利用を促進し、その適正な運営を図るため、できる限り、税関、港湾管理者、指定法人等その他の関係者で組織する指定保税地域運営協議会を設置し、当該協議会における協議等を通じて、指定保税地域の運営に税関行政上の要請を反映させるよう努める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>なお、次に掲げる要件と関連し、税関においては、将来指定保税地域として指定する必要があると思われる土地又は建設物その他の施設の造成等が行われる場合においては、次の要件に関係を有することとなる諸事項をあらかじめ承知しておくため当該施設の所有者又は管理者から時宜に応じ所要の連絡を受けるよう留意する。</p> <p>(1) 国、地方公共団体（港湾管理者）又は指定法人等（令第30条の2 <u>《港湾施設の建設又は管理を行う法人》</u>に規定する者をいう。以下この章において同じ。）が所有し又は管理するものであること。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 国の管理の下に借受者が運営し、又は港湾管理者（港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項各号に掲げる港湾施設を管理する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項 <u>（公の施設の設置、管理及び廃止）</u>に規定する「指定管理者」をいう。）を含むものとする。以下この章において同じ。）が自ら運営し、若しくはその管理の下に利用者の組織する事業協同組合若しくは借受者が運営し、又は指定法人等が自ら運営し、若しくはその管理の下に借受者が運営することであること。</p> <p>(4)～(5) (同左)</p> <p>(6) 後記43-1 <u>（保税蔵置場の許可の基準）</u>の(3)に掲げる要件を充足する施設であること。</p> <p>(指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37-3 指定保税地域の運営については、<u>次の基準</u>による。</p> <p>(1) <u>指定保税地域の運営については、その運営面に税関行政上の要請を反映させるため、できる限り、指定保税地域運営協議会を設置するものとする。</u></p> <p>(2) <u>指定保税地域運営協議会の組織及び協議内容は、次による。</u></p> <p>イ <u>組織</u></p> <p>(イ) <u>港湾管理者が自ら運営する場合</u> 税関、関係地方公共団体及び港湾管理者（関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関及び港湾管理者）をもつて組織する。</p> <p>(ロ) <u>港湾管理者の管理の下に事業協同組合又は借受者が運営する場合</u> 税関、関係地方公共団体、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者（関係地方公共団体と港湾管理者とが同一であるときは、税関、港湾管理者及び事業協同組合又は借受者）をもつて組織する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>(ハ) 指定法人等が自ら運営する場合 <u>税関、港湾管理者及び指定法人等をもつて組織する。</u></p> <p>(ニ) 指定法人等の管理の下に借受者が運営する場合 <u>税関、港湾管理者、指定法人等、借受者及び借受者の委託を受けた荷役業者をもつて組織する。</u></p> <p>口 協議内容</p> <p>(イ) 地方公共団体の条例（上屋使用料率）の制定、改廃についての意見の交換</p> <p>(ロ) 組合管理料率の制定、改廃についての意見の交換</p> <p>(ハ) 利用の調整</p> <p>(ニ) 指定、取消し及び処分等についての事前の打合せ</p> <p>(ホ) 税関手続の改善についての意見の交換</p>
(削除)	(3) <u>港湾管理者の管理の下に事業協同組合又は借受者が運営する場合において、事業協同組合又は借受者は、正当な事由なくして輸出入貨物の蔵置等を拒んではならないものとする。</u>
(削除)	(4) <u>蔵置保管料は、港湾運送事業法による料率の適用除外とし、一般より低くなるよう措置するものとする。</u>
(削除)	(5) <u>港湾管理者の管理の下に事業協同組合又は借受者が運営する場合においては、土地又は建設物その他の施設は港湾管理者が管理するが、蔵置貨物の保管責任は、事業協同組合又は借受者（別に貨物を管理する者がいる場合はその者。次項の(2)及び(3)の借受者について同じ。）が負うものとする。</u>
(2) 内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、 <u>蔵置しても差し支えないことに留意する。</u>	(6) <u>内国貨物については、指定保税地域の利用を妨げるおそれのない限り、蔵置することができるものとする。</u>
(削除)	<p>(指定法人等の管理の下に借受者が運営する指定保税地域の運営の基準)</p> <p>37-4 指定法人等の管理の下に借受者が運営する指定保税地域の運営については、前記 37-3 によるほか次の基準による。</p> <p>(1) <u>借受者は、正当な事由なくして、外国貨物又は輸出しようとする貨物の蔵置を拒んではならないものとする。</u></p> <p>(注) 指定法人等の管理の下に借受者が運営する指定保税地域は、当該岸壁等の船舶に積卸しされる貨物のみに利用されるのが実情であるが、貸付けを受けた岸壁等を一般使用に供するよう港湾管理者又は指定法人等から借受者に指示があつた場合において、一般使用の指示を受けた借受者が一般使用に係る貨物の搬入を正当な事由がなく拒んだときは、法第 38 条第 4 項《指定保税地域の管理者等の義務》の規定に抵触することとなるので、留意する。</p> <p>(2) <u>貨物の保管責任は、岸壁等の借受者が負うものとし、借受者はその借</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>受けに係る施設に搬出入される貨物について所要の記帳を行わなければならぬものとする。</p> <p>(3) 指定保税地域につき次に掲げる事項が予定されることとなつた場合には、指定法人等から税関に対し、あらかじめ所要の報告をさせるものとする。ただし、次のニに該当することとなる場合において、土地又は建設物その他の施設の目的外使用の内容が外航貨物定期船の係留及びその船舶に積卸しされる貨物の荷さばき以外の用途に継続的に使用されることとなるものであるときは、法第 38 条第 1 項第 1 号《指定保税地域の処分についての承認等》に規定する「用途の変更」に該当し、同項の規定による承認を要することとなるので、留意する。</p> <p>イ 指定保税地域として指定されることが予定されている岸壁等についての指定法人等と貸付けの相手方との間における賃貸借契約の締結</p> <p>ロ 指定保税地域である土地又は建設物その他の施設の賃貸借に関する契約内容の変更</p> <p>ハ 借受者の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の変更</p> <p>ニ 土地又は建設物その他の施設の目的外使用に関する借受者に対する承認</p> <p>(注) 「目的外使用」とは岸壁等の全部又は一部を、その岸壁等の借受者以外の者の使用に供すること並びに外航貨物定期船の係留及びその船舶に積卸しされる貨物の荷さばき以外の目的に使用することをいう。</p> <p>ホ 土地又は建設物その他の施設の一般使用に関する借受者に対する指示</p> <p>(注) 「一般使用」とは、港湾の異常な滞船の解消その他緊急の目的のため、港湾管理者からの要請により、岸壁等を一般の使用に供することをいう。</p>
<p>(財務大臣による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-4 法第 37 条第 1 項から第 4 項までの規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。</p> <p>なお、税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。</p> <p>(2) 令第 31 条第 1 項の規定による公告は、令第 86 条の 2 本文の規定に従</p>	<p>(財務大臣による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-5 法第 37 条第 1 項から第 4 項まで《指定保税地域の指定又は取消し》の規定により財務大臣が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項《指定又は取消しのための協議等》の規定による協議は、財務大臣に代わって税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、施行規則第 4 条《指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続》の規定に従い税関長を主宰者として開くものとする。</p> <p>税関支署の管轄する指定保税地域の指定又は指定の取消しについても同様とする。</p> <p>(2) 令第 31 条第 1 項《指定又は取消しの公聴会の手続等》の規定による</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>い、税関の見やすい場所に掲示して行うものとする。この場合において、令第 31 条第 1 項に規定する「名称及び所在地」の記載につき必要があると認めるときは、所要の図面を付して掲示するものとする。</p> <p>(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、規則第 4 条第 7 項の規定による調書正副 2 通を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付してその正本を財務大臣あてに送付するものとする。</p> <p>(指定又は取消しに関する権限委任の範囲)</p> <p>37-5 令第 31 条の 2 に規定する「既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消し」とは、既存の指定保税地域の区域又はこれに接続し若しくはこれに近接する地域に新たに指定保税地域を追加指定する場合、又は既存の指定保税地域の一部につきその指定を取り消す場合をいうものとする。</p> <p>(税関長による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-6 法第 37 条第 5 項の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、規則第 4 条の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。</p> <p>(2) 令第 31 条第 1 項の規定による公告については、前記37-4(2)と同様とする。</p> <p>(3)～(4) (省略)</p> <p>(指定又は取消しの手続を必要としない場合)</p> <p>37-7 指定保税地域として指定を受けた土地又は建設物その他の施設について、その実態には変更がなく、単なる名称変更又は町名変更があつたような場合においては、改めて指定又は取消しの手続をすることなく、従来の公告等につき所要の変更手続をすれば足りるものとする。</p> <p>(「利害関係者」及び「参考人」の意義)</p> <p>37-8 法第 37 条第 3 項にいう「利害関係がある者」及び規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」の意義については、次による。</p>	<p>公告は、令第 86 条の 2 本文《公告の方法》の規定に従い、税関の見やすい場所に掲示して行うものとする。この場合において、令第 31 条第 1 項に規定する「名称及び所在地」の記載につき必要があると認めるときは、所要の図面を付して掲示するものとする。</p> <p>(3) 公聴会が終了したときは、税関長は、施行規則第 4 条第 7 項《公聴会調書の作成》の規定による調書正副 2 通を作成し、指定又は取消しに関する税関長の意見を付してその正本を財務大臣あてに送付するものとする。</p> <p>(指定又は取消しに関する権限委任の範囲)</p> <p>37-6 令第 31 条の 2 《財務大臣の権限の委任》に規定する「既存の指定保税地域の区域の一部を変更するためにする指定保税地域の指定又はその取消し」とは、既存の指定保税地域の区域又はこれに接続し若しくはこれに近接する地域に新たに指定保税地域を追加指定する場合、又は既存の指定保税地域の一部につきその指定を取り消す場合をいうものとする。</p> <p>(税関長による指定又は取消しに関する手続)</p> <p>37-7 法第 37 条第 5 項《指定又は取消しに関する権限の委任》の規定による権限の委任に基づき税関長が行う指定保税地域の指定又は指定の取消しに関する手続については、次による。</p> <p>(1) 法第 37 条第 3 項《指定又は取消しのための協議等》の規定による協議は、財務大臣から委任された権限に基づき、税関長が行うものとし、同項の規定による公聴会は、施行規則第 4 条《指定保税地域の指定等に際して開かれる公聴会の手続》の規定に従い税関長が主宰者として開くものとする。</p> <p>(2) 令第 31 条第 1 項《指定又は取消しの公聴会の手続等》の規定による公告については、前記37-5(2)と同様とする。</p> <p>(3)～(4) (同左)</p> <p>(指定又は取消しの手続を必要としない場合)</p> <p>37-8 指定保税地域として指定を受けた土地又は建設物その他の施設について、その実態には変更がなく、単なる名称変更又は町名変更があつたような場合においては、改めて指定又は取消しの手続をすることなく、従来の公告等につき所要の変更手続をすれば足りるものとする。</p> <p>(「利害関係者」及び「参考人」の意義)</p> <p>37-9 法第 37 条第 3 項《指定又は取消しのための協議等》にいう「利害関係がある者」及び施行規則第 4 条第 3 項《参考人の意見の聴取》にいう</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) 規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」とは、学識経験者のうち同項の公聴会の主宰者である税関長が適當と認める者をいう。</p> <p><u>(協議又は承認を要する行為の意義)</u></p> <p>38-1 法第 38 条第 1 項各号に規定する税関長に協議又は税関長の承認を要する行為は、指定保税地域の管理運営又はその機能（外国貨物の積卸、運搬若しくは一時蔵置又は法第 40 条第 1 項及び第 2 項の行為をいう。）の利用に当たって密接に関連するものに限る。したがって、例えば、次に掲げるものは該当しない。ただし、外国貨物の積卸しのために入港する沿海通航船の係留については、協議又は承認を要さないこととなるので留意する。</p> <p>(1) 建設物その他の施設の単なる維持補修を目的とした工事</p> <p>(2) 外国貿易船を係留する予定のない期間中における沿海通航船の係留</p> <p>(協議又は承認申請の手続等)</p> <p>38-2 法第 38 条第 1 項の規定に基づく税関長への協議又は承認申請の手続については、次による。</p> <p>(1) 税関長への協議は、協議する内容を明確かつ簡潔に記載した任意の様式を提出させる。税関における協議への同意は、原則として、提出者に文書を交付することにより行う。なお、提出者から、一定の期間内に継</p>	<p>「参考人」の意義については、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 施行規則第 4 条第 3 項にいう「参考人」とは、学識経験者のうち同項の公聴会の主宰者である税関長が適當と認める者をいう。</p> <p><u>(工事その他の行為に関する協議の取扱い)</u></p> <p>38-1 指定保税地域における工事その他の行為に関する協議の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 法第 38 条第 1 項各号《協議又は承認を要する行為》に規定する工事その他の行為のうち、次に掲げるものについては、一括協議を認めるものとする。ただし、その協議の内容に変更があつたときは、その変更があつた部分について、更に協議を要するものとする。</p> <p>イ 国が行う直轄港湾改修工事又は直轄災害復旧工事</p> <p>ロ 港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）の規定に基づき國の費用負担又は補助により港湾管理者が行う工事</p> <p>ハ 公共土木施設災害復旧事業費國庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）の規定に基づき國の費用負担により地方公共団体が行う工事</p> <p>(2) 地方公共団体の行う工事その他の行為については、その予算編成との関係をも考慮し、地方公共団体の議会に予算案が提出されるまでの間に協議を受けるように努めるものとする。</p> <p>(3) 工事その他の行為が、建設物その他の施設の単なる維持補修である場合については、協議を要しないものとする。</p> <p>(4) 工事その他の行為が、指定保税地域の地先水面における新たな埠頭の建設又は指定保税地域に囲まれた池の埋立てである場合のように指定保税地域の機能に密接な関係を有するものであるときは、これについて協議を要するものとする。</p> <p><u>(工事その他の行為に関する協議又は承認申請の手続等)</u></p> <p>38-2 指定保税地域について工事その他の行為が行われる場合における協議又は承認申請の手続については、次による。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体からの協議についての手続、書式等は支障のない限り簡単なものとする。ただし、協議内容の記載については、将来における紛争等の余地の生じないようその要点を明確にさせるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>続的に行われる行為又は複数の行為について一括協議を求められた場合は、特に税関の取締上支障がある場合を除き、これを認めて差し支えない。ただし、一括協議の内容に実質的な変更（工事個所の追加等）が生じたときは、当該変更が生じた部分について、改めて協議を要することとなるので留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	
<p>(2) 法第38条第1項ただし書の規定に基づく承認申請は、令第32条に規定する事項を記載した<u>任意</u>の様式2通を提出させ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。</p> <p>なお、上記(1)なお書及びただし書の規定は承認申請の手続について準用する。この場合において「一括協議」とあるのは「一括承認」と、「協議」とあるのは「承認」と読み替えるものとする。</p> <p>(3) 税関長が指定保税地域の利用を妨げず、かつ、法の実施を確保する上で支障がないことが明らかであると認めた行為（例えば借受者の単なる名称の変更）については、上記(1)及び(2)の規定にかかわらず、あらかじめ税関に所要の事項を報告させることにより協議又は承認申請があつたものとみなし、承認書の交付等は、適宜、省略して差し支えない。</p> <p><u>（「正当な事由」の意義）</u></p> <p>38-3 法第38条第4項にいう「正当な事由」とは、指定保税地域において積卸しをし、運搬をし、又は置かれようとする貨物が危険貨物、腐敗しやすい貨物若しくは他の貨物を汚損するおそれのある貨物であること、又は指定保税地域の蔵置能力に余裕がないことその他これに類する事情があることをいう。</p> <p><u>（「貨物管理者」の意義）</u></p> <p>41の2-1 法第41条の2第1項に規定する「貨物管理者」とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となつて行う者であり、法第34条の2に規定する記帳義務及び法第45条の規定を読み替えて準用する法第41条の3の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。</p>	<p>(2) 国又は地方公共団体から施設の貸付けについての協議を受けた場合において、その貸付けによりそれらの土地又は建設物その他の施設の用途に変更がないと認められるときは、税関は、原則としてその貸付けが法第38条第2項《指定保税地域の処分等に係る同意等》に規定する条件に適合するものとして取り扱うものとする。</p> <p>(3) 法第38条第1項ただし書《指定保税地域の処分等に関する承認》の規定による承認を受けようとする者については、令第32条《指定保税地域の処分等についての承認の申請》に規定する事項を記載した<u>適宜</u>の様式による承認申請書2通を提出させ、税関においてこれを承認したときは、うち1通に承認印を押なつし、承認書として申請者に交付する。</p> <p><u>（新規）</u></p> <p><u>（「正当な事由」の意義）</u></p> <p>38-3 法第38条第4項《指定保税地域の管理者等の義務》にいう「正当な事由」とは、指定保税地域において積卸しをし、運搬をし、又は置かれようとする貨物が危険貨物、腐敗しやすい貨物若しくは他の貨物を汚損するおそれのある貨物であること、又は指定保税地域の蔵置能力に余裕がないことその他これに類する事情があることをいう。</p> <p><u>（指定保税地域において貨物を管理する者）</u></p> <p>41の2-1 法第41条の2第1項に規定する「貨物を管理する者」（以下、単に「貨物管理者」という。）とは、外国貨物又は輸出しようとする貨物に関する入庫、保管、出庫その他の貨物の管理を自らが主体となつて行う者であり、法第34条の2《記帳義務》に規定する記帳義務及び法第45条の規定を読み替えて準用する法第41条の3《指定保税地域の貨物を管理する者の関税の納付義務》の規定により関税を納付する義務を負う者をいう。</p> <p>なお、指定保税地域を借り受けた者等が当該指定保税地域における業務</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>なお、指定保税地域の借受者等が当該指定保税地域における業務を他の者に委託している場合には、必要に応じ、業務委託に関する契約書等の写しを提出させ、これにより貨物管理者を確認するものとする。</p> <p>第 6 章 通関</p> <p>第 1 節 一般輸出通関</p> <p>(輸出申告書に記載すべき価格)</p> <p>67-1-4 令第 59 条の 2 第 2 項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。</p> <p>(1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次の<u>イからニ</u>に掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した額とする。</p> <p>イ～ハ (省略)</p> <p>三 輸出申告を行う時点において貨物代金が未確定（輸出後において値引きが発生する場合、又は貨物の品質若しくは性能の確認を経て貨物代金が変更される場合を含む。（以下「値引き等」という。））である場合 当該申告にかかる貨物の製造原価又は調達原価（以下この項において「製造原価等」という。）に、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた額又は値引き等の調整が加えられる前の額とし、市況を基礎として決済額を確定させる等製造原価等を基礎として算出することが困難である場合には、輸出申告の前 3 月以内に、当該申告にかかる貨物と同種又は類似の貨物を同一仕向国に輸出した際の決済額を基礎として算出した額。</p> <p>(2) 貨物代金が無償で輸出される貨物については、原則として、当該貨物が有償で取引されるものとした場合の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とし、これにより難い場合、例えば、逆委託加工貿易契約に基づいて輸出される貨物について有償で取引される同種又は類似の貨物の価</p>	<p>を他の者に委託している場合には、前記 34 の 2-11 により貨物管理者を確認するものとする。</p> <p>第 6 章 通関</p> <p>第 1 節 一般輸出通関</p> <p>(輸出申告書に記載すべき価格)</p> <p>67-1-4 令第 59 条の 2 第 2 項に規定する輸出申告書に記載すべき価格は、次による。</p> <p>(1) 貨物代金が有償で輸出される貨物については、原則として当該貨物の現実の決済金額（取引の基準通貨と決済通貨とが異なる場合は基準通貨による金額）を基とするが、次の<u>イからハ</u>に掲げる場合には、それぞれに掲げる価格を基にしそれぞれ本邦の輸出港における本船甲板渡し価格（航空機によって輸出される貨物については、これに準ずる価格。以下同じ。）としてこれに必要な調整を加え計算した額とする。</p> <p>イ～ハ (同左)</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 貨物代金が無償で輸出される貨物については、原則として、当該貨物が有償で取引されるものとした場合の本邦の輸出港における本船甲板渡し価格とし、これにより難い場合、例えば、逆委託加工貿易契約に基づいて輸出される貨物について有償で取引される同種又は類似の貨物の価</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>格が不明である場合には、当該輸出貨物の製造原価、通常の利潤、一般管理費及び船積みまでに要する費用等を加えた価格とする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(船名変更の取扱い)</p> <p>67-1-11 輸出の許可後に、貨物の積載予定船舶又は搭載予定機（以下この節において「積載予定船舶等」という。）を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から後記 67-1-13 に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。）における船名変更の手続は、次による。</p>	<p>格が不明である場合には、当該輸出貨物の製造原価（通常の一般管理費及び利潤を含む。）に船積みまでに要する費用等を加えた価格とする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(船名変更の取扱い)</p> <p>67-1-11 輸出の許可後に貨物の積載予定船舶を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から後記 67-1-13 に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。）においては、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における船名変更の手続は、次による。</p>
<p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>輸出者の事情によらない積載予定船舶等の変更又は積載予定船舶等の名称の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに船名変更手続きを行わせ、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため、又は積載予定船舶等が変更となった旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に船名変更の手続を行うこととなった場合も同様の扱いとする。</u></p> <p>(3) <u>輸出者の事情により積載予定船舶等が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに船名変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る船名（及び船籍符号）の変更を行つて差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、変更となった船舶又は航空機を確認できる書類の提示等を求めるものとする。</u></p> <p>(4) (省略)</p> <p>(5) (省略)</p> <p>(積込港変更の取扱い)</p> <p>67-1-12 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。</p>	<p>(1) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(積込港変更の取扱い)</p> <p>67-1-12 輸出の許可後において貨物の積込港を変更しようとする者がある場合においては、その許可に係る積込港の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における積込港変更の申請は、「船名、数量等変更申請書</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	」(C-5200) 1 通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせ、その変更を認めたときは、輸出許可書に記載されている積込港、出港年月日等を訂正し、保税運送を承認（前記 63-16（輸出又は積戻し貨物の運送）による承認）した上、これを申請者に交付する。 なお、前記 63-17（輸出運送貨物の到着の確認）の規定による輸出運送貨物について、その到着地税関において積込港の申請を受理する場合には申請書 2 通を提出させ、変更を認めたときは、うち 1 通にその旨を記載して輸出許可税関に送付する。
(1) 積込港変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C-5200) 1 通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。 なお、前記 63-17（輸出運送貨物の到着の確認）の規定による輸出運送貨物について、その到着地税関において積込港の申請を受理する場合には申請書 2 通を提出させ、変更を認めたときは、うち 1 通にその旨を記載して輸出許可税関に送付する。	(新規)
(2) 輸出者の事情によらない積込港の変更又は積込港名の記載誤りにあっては、積載予定船舶等の出港までに積込港変更の手続きを行わせ、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとし、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことを確認できる書類の提示等を求めるものとする。なお、積載予定船舶等の出港直前であったため又は積込港が変更となった旨輸送者からの連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に積込港の変更手続を行うこととなった場合も同様の扱いとする。	(新規)
(3) 輸出者の事情により積込港が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに積込港変更を行わせるものとし、取締り上支障がないと認める場合には、その許可に係る積込港の変更を行って差し支えないものとする。なお、疑義が生じた場合には、積込港が変更となったことが確認できる書類の提示等を求めるものとする。	(新規)
(4) 積込港の変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている積込港、出港年月日等を訂正し、積載予定船舶等の出港前に限り保税運送を承認（前記 63-16（輸出又は積戻し貨物の運送）による承認）した上、これを申請者に交付する。	(新規)
(数量変更の取扱い)	(数量変更の取扱い)

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>67-1-13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券 (Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。) 発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又はB/Lの発行後において船卸しされた場合には、<u>後記 67-1-15</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(5) (省略)</p> <p>(6) 一旦積込みの後船卸しされた貨物について数量変更を認めた場合において、その貨物につき内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出証明書が交付済であるときは、<u>後記 67-1-15</u>の場合における内国消費税の取扱いと同様に、その貨物の引取りの際に内国消費税を徴収する。</p> <p>(7) (省略)</p> <p><u>(価格変更の取扱い)</u></p> <p>67-1-14 輸出の許可後に貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続きは、次による。</p> <p>(1) 価格変更の申請は、「船名、数量等変更申請書」(C-5200) 1通にその申請に係る輸出許可書を添付して提出することにより行わせる。</p> <p>(2) 価格の記載、計算又は算出の誤りにあっては、価格が変更となったことを確認できる書類の提示を求め、審理担当部門に通報する等の措置が必要な場合を除き、その許可に係る価格の変更を行って差し支えないものとする。</p> <p>(3) 輸出申告書に記載した価格が 20 万円未満であり、かつ、本来輸出申告書に記載すべきであった価格が 20 万円未満である場合、又は変更しようとする価格と輸出申告書に記載された輸出統計品目表の所属区分ごとの価格の差が千円未満である場合には、価格の訂正を省略させて差し支えないものとする。</p> <p>(4) 前記 67-1-4 の(1)のニの規定により輸出申告書に記載された貨物に係る総価格が、決済された額と異なることとなり、その差額が 100 万</p>	<p>67-1-13 輸出の許可を受けた貨物の一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券 (Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。) 発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。ただし、積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港後又はB/Lの発行後において船卸しされた場合には、<u>後記 67-1-14</u>に準じて取り扱うものとする。</p> <p>(1)～(5) (同左)</p> <p>(6) 一旦積込みの後船卸しされた貨物について数量変更を認めた場合において、その貨物につき内国消費税法上（消費税及び地方消費税を除く。）の輸出証明書が交付済であるときは、<u>後記 67-1-14</u>の場合における内国消費税の取扱いと同様に、その貨物の引取りの際に内国消費税を徴収する。</p> <p>(7) (同左)</p> <p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>円未満又はその差額が少ない方の総価格に対して 10%未満である場合は、その許可に係る価格の変更を省略して差し支えないものとし、輸出者の申し出により価格変更の手続を行う場合は前記(1)による。</p> <p><u>(5) 価格変更を認めた場合においては、その申請に係る輸出許可書に記載されている価格を訂正しこれを申請者に交付する。</u></p> <p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p><u>67-1-15</u> (省略)</p> <p>(許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い)</p> <p><u>67-1-16</u> 輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港後において当該貨物が返送された場合は、<u>前記 67-1-15 の(1)</u>の取扱いを準用する。</p> <p>(輸出貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p><u>67-1-17</u> (省略)</p> <p>(輸出許可書の交付)</p> <p><u>67-1-18</u> (省略)</p> <p>(輸出許可後の事故貨物の取替え等)</p> <p><u>67-1-19</u> (省略)</p> <p>(減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示)</p> <p><u>67-1-20</u> (省略)</p>	
	<p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p><u>67-1-14</u> (同左)</p> <p>(許可未済の貨物を船積みした場合の取扱い)</p> <p><u>67-1-15</u> 輸出許可未済の貨物を船積みした場合における取扱いは、必要に応じ審理担当部門に通報する等適宜の措置をとるほか、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 当該貨物を積載した船舶が本邦の最終港を出港後において当該貨物が返送された場合は、<u>前記 67-1-14 の(1)</u>の取扱いを準用する。</p> <p>(輸出貨物に係る開装検査票の交付)</p> <p><u>67-1-16</u> (同左)</p> <p>(輸出許可書の交付)</p> <p><u>67-1-17</u> (同左)</p> <p>(輸出許可後の事故貨物の取替え等)</p> <p><u>67-1-18</u> (同左)</p> <p>(減免戻税等該当貨物に係る輸出許可書の提示)</p> <p><u>67-1-19</u> (同左)</p>
第 1 節の 2 輸出申告の特例	第 1 節の 2 輸出申告の特例

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67の3-1-4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67-1-18の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C-5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者に交付する。</p>	<p>(輸出許可書の交付)</p> <p>67の3-1-4 特定輸出申告書の審査及び必要な検査（法第70条第1項の証明に係る審査及び検査又は同条第2項の規定による確認を含む。）が終了し、当該特定輸出申告が適法に行われていることが確認された場合には、前記67-1-17の規定にかかわらず、特定輸出申告書の1通（許可書用）に許可印（C-5002）を押なつし、これを輸出許可書として特定輸出者（法67条の3第1項第1号に規定する「特定輸出者」をいう。以下同じ。）に交付する。</p>
<p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p>67の3-1-5 特例輸出貨物（法第30条第1項第5号に規定する特例輸出貨物をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記67-1-15の(2)の規定にかかわらず、後記67の4-1の規定により特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。</p>	<p>(輸出取止めの取扱い)</p> <p>67の3-1-5 特例輸出貨物（法第30条第1項第5号に規定する特例輸出貨物をいう。以下同じ。）について、輸出の取止めその他の事由によりこれを国内に引き取ることとなった場合には、前記67-1-14の(2)の規定にかかわらず、後記67の4-1の規定により特例輸出貨物に係る輸出の許可を取り消すべき旨の申請を行う。</p>
<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-1-8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-1の規定、67-1-3の規定、67-1-4の規定、67-1-6の規定、67-1-9の規定、67-1-10の規定、67-1-16の規定、67-1-17の規定及び67-1-19の規定は、特定輸出申告等、特定輸出申告書等又は特定輸出申告等に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>	<p>(一般輸出通関に関する規定の適用)</p> <p>67の3-1-8 輸出申告、輸出申告書又は輸出申告に係る貨物若しくは輸出許可済貨物の取扱いに関する前記67-1-1の規定、67-1-3の規定、67-1-4の規定、67-1-6の規定、67-1-9から67-1-13までの規定、67-1-15の規定、67-1-16の規定及び67-1-18の規定は、特定輸出申告等、特定輸出申告書等又は特定輸出申告等に係る貨物若しくは特例輸出貨物についてそれぞれ適用されるので留意する。</p>
<p>(特定輸出者が行う輸出申告における船名変更の取扱い)</p> <p>67の3-1-9 特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積載予定船舶又は航空機を変更しようとする場合（やむを得ない理由により、一部不積みとなった貨物を輸出許可に係る船舶以外の船舶に積み込む場合で、船積期日等の関係から前記67-1-13に規定する数量変更手続をする時間的余裕がない場合を含む。）における船名変更（「船籍符号」を含む。以下この項において同じ。）の手続は、次による。</p> <p>(1) 特定輸出申告に係る船名の変更は、特定輸出者からの申し出がある場</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>合を除き省略して差し支えないものとし、船名変更の手続を行う場合は前記 67-1-11 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う法第 67 条に規定する輸出申告（以下この節において単に輸出申告という。）に係る船名変更の手続きは、67-1-11 の規定が適用されるので留意する。</p> <p>(2) やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に船名変更の申請（前記 67-1-11 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、申請者の利便等を考慮して、特定輸出者の承認を行った税関の担当部門（以下この節において「管理税関担当部門」という。）を経由して申請書を提出させて差し支えないものとする。</p> <p>(3) 前記(2)の規定により複数の輸出申告に係る船名変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。</p> <p>(4) 船名変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。</p> <p><u>(特定輸出者が行う輸出申告における積込港変更の取扱い)</u></p> <p>67 の 3-1-10 特定輸出者が行った輸出申告の許可後に貨物の積込港を変更しようとする場合における積込港変更の手続は、次による。</p> <p>(1) 特定輸出申告に係る積込港変更の申請は、前記 67-1-12 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る積込港変更の手続きは、67-1-12 の規定が適用されるので留意する。</p> <p>(2) やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に積込港変更の申請（前記 67-1-12 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。</p> <p>(3) 前記(2)により複数の輸出許可に係る積込港変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。</p> <p>(4) 積込港変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の取扱い)</u></p> <p><u>67 の 3-1-11 特定輸出者が行った輸出申告の許可後において一部が積載予定船舶に積み込まれないこととなった場合又は輸出の許可を受けて積載予定船舶に積み込まれた貨物の一部がその船舶の出港前、かつ、船荷証券 (Bill of Lading. 以下この項において「B/L」という。) 発行前に船卸しされた場合においては、それらの貨物に係る輸出の許可数量、価格等の変更を認めて差し支えないものとし、この場合における取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>特定輸出申告に係る数量変更の申請は、前記 67-1-13 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る数量変更の手続きは、67-1-13 の規定が適用されるので留意する。</u></p> <p>(2) <u>やむを得ない事情により、貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に数量変更の申請（前記 67-1-13 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。</u></p> <p>(3) <u>前記(2)により複数の輸出許可に係る数量変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。</u></p> <p>(4) <u>数量変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
<p><u>(特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の取扱い)</u></p> <p><u>67 の 3-1-12 特定輸出者が行った輸出申告の許可後において貨物の価格を変更しようとする場合（数量の変更に伴い価格を変更しようとする場合を除く。）における価格変更の手続は、次による。</u></p> <p>(1) <u>特定輸出申告に係る価格変更の申請は、前記 67-1-14 の規定を準用する。なお、特定輸出者が行う輸出申告に係る価格変更の手続きは、67-1-14 の規定が適用されるので留意する。</u></p> <p>(2) <u>貨物を積載した船舶又は航空機が出港した後に価格変更の申請（前記 67-1-14 の(1)の規定による申請を含む。）を行うこととなった場合には、管理税関担当部門を経由して提出させて差し支えないものとする。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(3) <u>前記(2)により複数の輸出許可に係る価格変更の申請を行おうとする場合には、輸出許可を受けた通関官署ごとに、その変更に必要な事項をまとめた一覧表を添付することで行わせて差し支えないものとする。</u></p> <p>(4) <u>価格変更の申請が管理税関担当部門を経由して行われた場合において、特定輸出者に対し訂正した輸出許可書等を交付する時には、当該管理税関担当部門を経由して差し支えないものとする。</u></p>	
<p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)</p> <p>76-2-4 法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第 67 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。</p> <p>この場合における通関手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 保税運送の手続は、前記 76-2-2 の(3)に準じて行うこととする。</p> <p>なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、<u>前記 67-1-20</u>に規定する処理に代えて、前記 76-2-3 の(2)によるものとする。</p>	<p>第 2 節 特殊輸出通関</p> <p>(簡易手続が適用されない輸出郵便物について事前検査を行った場合の暫定的取扱い)</p> <p>76-2-4 法第 76 条第 1 項に基づく簡易手続が適用されない郵便物について事前検査を行った場合において、輸出者自身が事前検査を行った税関官署に対して輸出申告を行うことを希望する場合は、法第 67 条の 2 第 1 項の規定にかかわらず、当分の間、当該官署において当該輸出申告を受理して差し支えない。</p> <p>この場合における通関手続の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 保税運送の手続は、前記 76-2-2 の(3)に準じて行うこととする。</p> <p>なお、輸出を条件に関税若しくは内国消費税の減免戻税又は還付を受けようとする郵便物に係る輸出の事実の確認は、<u>前記 67-1-19</u>に規定する処理に代えて、前記 76-2-3 の(2)によるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2)及び(3) (省略) (分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格) 67-3-16 同一本船に積載されたばら積有税貨物（とうもろこし等）について、2以上の税関官署にまたがって分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記67-3-14及び67-3-15の規定にかかわらず、それぞれ次による。 (1) (省略) (2) 上記(1)の場合において、当該貨物の仕入書等に表示された単価が、定率法第4条から第4条の9までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるときは、当該単価に上記(1)の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。 (輸入貨物に係る開装検査票の交付) 67-3-17 法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸入貨物（蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。）に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記67-1-17（輸出貨物に係る開装検査票の交付）の規定を準用する。 (当事者分析) 67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、次により取り扱い、もって当該通関審査等の事務の合理化及び当事者の利便に資することとする。 (1)～(7) (省略) (8) 承認に係る通報及び報告 イ 新たな承認についての情報 次に掲げる場合には、それぞれに定める書類を速やかに関税局	(2)及び(3) (同左) (分割して輸入されるばら積貨物の数量及び課税価格) 67-3-16 同一本船に積載されたばら積有税貨物（とうもろこし等）について、2以上の税関官署にまたがって分割して輸入申告がされた場合において、次に掲げるときの申告数量及び課税価格は、前記67-3-14及び67-3-15の規定にかかわらず、それぞれ次による。 (1) (同左) (2) 上記(1)の場合において、当該貨物の仕入書等に表示された単価が、定率法第4条から第4条の8までに規定される課税価格に相当する単価であると認めるときは、当該単価に上記(1)の数量を乗じて得られる価格を課税価格とする。 (輸入貨物に係る開装検査票の交付) 67-3-17 法第67条《輸出又は輸入の許可》の規定により輸入貨物（蔵入、移入、総保入及び展示等貨物を含む。）に係る開装検査を行った場合において、その貨物につき税関検査のため開装した旨の証明を必要とする旨の申出があった場合の取扱いについては、前記67-1-16（輸出貨物に係る開装検査票の交付）の規定を準用する。 (当事者分析) 67-3-20 関税又は内国消費税（以下この項において「関税等」という。）の賦課（軽減、免除、払戻し及び還付を含む。）に関し、輸出入貨物、蔵入貨物又は保税作業、法第62条の8第1項第1号及び第2号（総合保税地域の許可）に掲げる作業若しくは承認工場における製造作業に使用する貨物又はそれらの作業による製品（以下この項において「輸出入貨物等」という。）の分析を必要とする場合において、当該輸出入貨物等に係る申告書、申請書、届出書又は報告書（以下この項において「輸出入申告書等」という。）を提出しようとする者（以下この項において「当事者」という。）が、長期にわたり継続的に、自ら又は第三者に依頼して行った当該輸出入貨物等の分析（以下この項において「当事者分析」という。）の成績により当該輸出入申告書等の審査又は確認等（以下この項において「通関審査等」という。）が行われることを希望するときは、次により取り扱い、もって当該通関審査等の事務の合理化及び当事者の利便に資することとする。 (1)～(7) (同左) (8) 承認に係る通報及び報告 イ 新たな承認についての情報 次に掲げる場合には、それぞれに定める書類を速やかに関税局

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(業務課)、関税中央分析所及び他の税関（分析担当部門）に送付するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略) ロ及びハ (省略)</p> <p>(9) (省略)</p>	<p>(業務裸)、関税中央分析所及び他の税関（分析担当部門）に送付するものとする。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左) ロ及びハ (同左)</p> <p>(9) (同左)</p>
第4節 特殊輸入通関	第4節 特殊輸入通関
<p>(本邦籍の船舶等が外国で取り付けた資材等の取扱い)</p> <p>67-4-15 本邦籍の船舶又は航空機が、外国において修理又は改裝を行い、船体又は機体の一部を取り替えた場合又は部品属具等を新たに取り付けた場合には、次により本邦の港に帰港後直ちに輸入手続等を行わせる。</p> <p>(1) 課税の基準</p> <p>イ 原則的取扱い</p> <p>本邦船舶が外国における修理又は改裝により、船体の一部又は船舶のぎ装品属具等を取り替え又は新たに取り付けた場合には、当該取替え又は取付けにより付加された外国貨物の輸入があつたものとし、修理又は改裝前の状態におけるそれぞれの外国貨物の性質及び数量により課税するものとする。この場合における具体的取扱いは次による。</p> <p>(イ)及び(ロ) (省略)</p> <p>(ハ) 付加された外国貨物の課税価格は、定率法第4条から<u>第4条の9までの規定</u> ロ及びハ (省略)</p> <p>(2)及び(3) (省略)</p>	<p>(本邦籍の船舶等が外国で取り付けた資材等の取扱い)</p> <p>67-4-15 本邦籍の船舶又は航空機が、外国において修理又は改裝を行い、船体又は機体の一部を取り替えた場合又は部品属具等を新たに取り付けた場合には、次により本邦の港に帰港後直ちに輸入手続等を行わせる。</p> <p>(1) 課税の基準</p> <p>イ 原則的取扱い</p> <p>本邦船舶が外国における修理又は改裝により、船体の一部又は船舶のぎ装品属具等を取り替え又は新たに取り付けた場合には、当該取替え又は取付けにより付加された外国貨物の輸入があつたものとし、修理又は改裝前の状態におけるそれぞれの外国貨物の性質及び数量により課税するものとする。この場合における具体的取扱いは次による。</p> <p>(イ)及び(ロ) (同左)</p> <p>(ハ) 付加された外国貨物の課税価格は、<u>関税定率法第4条から第4条の8《課税価格の計算方法》までの規定</u> ロ及びハ (同左)</p> <p>(2)及び(3) (同左)</p>
第7節 知的財産侵害物品（輸出）	第7節 知的財産侵害物品（輸出）
<p>(画像情報の送信)</p> <p>69 の3-1-6 <u>認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについて</u>は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 画像情報の送信</p> <p>輸出者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として一回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することと</p>	<p>(画像情報の送信)</p> <p>69 の3-1-6 <u>認定手続において、輸出者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合の取扱いは、次による。</u></p> <p>(1) <u>輸出差止申立書が受理されている場合</u></p> <p>当該認定手続に係る疑義貨物が、「<u>輸出差止申立書</u>」が受理されている知的財産に係るものである場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、<u>電子メールによる送信は、原則として一回に限るものとし、輸出者等又は申立人が送信を希望する画像情</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。ただし、<u>以下の場合は電子メールによる送信を行わない</u>ことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は<u>権利者等</u>に対し説明するものとする。</p> <p>① <u>輸出者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合</u> ② <u>業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合</u> ③ <u>輸出差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸出者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合</u></p>	<p><u>報が大量であるほか、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合は電子メールによる送信を行わない</u>ことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸出者等又は<u>申立人</u>に対し説明するものとする。</p>
<p>(2) <u>個別情報の取扱い</u> <u>送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 3 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知すべきものを除く。）が権利者等に了知されることがないよう十分留意し、必要に応じて輸出者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</u></p>	<p>(2) <u>輸出差止申立書が受理されていない場合</u> <u>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸出差止申立書」が受理されている知的財産に係るものではない場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。</u></p>
<p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略) (2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注 2) 「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。） ② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</p>	<p>(輸出（積戻し）差止申立書の添付資料) 69 の 4-3 「輸出（積戻し）差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左) (2) 侵害の事実を疎明するための資料</p> <p>輸出差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸出差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸出者等の利害関係者に開示できるもの</p> <p>(注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸出が見込まれる場合を含むことに留意する。</p> <p>(注 2) 「利害関係者」とは、輸出差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。</p> <p>① 差止対象物品の輸出者（輸出する予定があると認められる潜在的輸出者を含む。） ② 差止対象物品の国内における輸出者以外の取扱事業者</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人 イ～ロ（省略） ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す<u>写真等</u>の資料であって、商品全体を観察できるもの（補足説明を含む）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。） <u>（削除）</u></p> <p>① 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること ニ～ホ（省略） (3)～(5)（省略）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等） 69 の 4-6 前記 69 の 4-2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。 (1) 税関ホームページにおける公表等 総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。 なお、<u>申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</u> ①～⑤（省略） ⑥ 「<u>公表日及び意見を述べることができる期間</u>」 税関ホームページに公表した日及び意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。</p>	<p>③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の荷受人 イ～ロ（同左） ハ 商標権 侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、<u>例え</u>ば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料</u> ② <u>侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを明らかにする資料</u> ③ <u>侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料</u> ニ～ホ（同左） (3)～(5)（同左）</p> <p>（輸出差止申立ての受理前の公表等） 69 の 4-6 前記 69 の 4-2 の規定に基づき提出された「輸出（積戻し）差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。 (1) 税関ホームページにおける公表等 総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 2 章において準用する第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸出（積戻し）差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>①～⑤（同左） ⑥ 「<u>意見を述べることができる期間</u>」 意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
(2)～(3) (省略)	(2)～(3) (同左)
(4) 利害関係者による意見書の提出 イ 利害関係者からの意見書提出 利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。 ロ 利害関係者からの補正意見書の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から <u>補正意見書</u> の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成19年6月15日財関第802号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第3章において準用する第1章の3の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）までに補正意見書を提出することができる。	(4) 利害関係者による意見書の提出 イ 利害関係者からの意見書提出 利害関係者が輸出差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。 ロ 利害関係者からの追加意見書の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から <u>追加意見書</u> の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（「知的財産侵害物品の取締りに関する専門委員制度の運用等について」（平成19年6月15日財関第802号）（以下「専門委員制度運用通達」という。）の第1章の3の(3)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、 <u>その開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前</u> の日）までに、追加意見書の提出を認めるものとする。
(5) 利害関係者意見書の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（ <u>補正意見書</u> を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めるものとする。	(5) 利害関係者意見書の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（ <u>追加意見書</u> を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めるものとする。
69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)～(2) (省略) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものに	69の4-10 輸出差止申立て（前記69の4-9の規定に基づく更新を含む。後記69の4-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸出差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があった場合の取扱いは、次による。 (1)～(2) (同左) (3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものに

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>については、原則として前記 69 の 4-2 の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。 (注)「新たな侵害疎明が必要となる」場合とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 8-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 8 第 1 項 ((農林水産大臣等に対する意見の求め)) に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会においては、申立人と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5738)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。<u>なお、不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（画像情報の送信）</p> <p>69 の 12-1-6 認定手続における疑義貨物の画像送信の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 画像情報の送信 <u>輸入者等又は権利者等から、認定手続において証拠を提出し、意見を</u></p>	<p>については、原則として前記 69 の 4-2 の(3)に規定する「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。 なお、総括知的財産調査官は、新たに「輸出（積戻し）差止申立書」の提出を求める必要があると判断した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官にその旨を併せて通知することとする。</p> <p>(注)「新たな侵害疎明」とは、当初の輸出差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明を行おうとする場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 8-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 8 第 1 項 ((農林水産大臣等に対する意見の求め)) に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会においては、申立人と輸出者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5738)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸出差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸出者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副 2 部とする。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>第 8 節 知的財産侵害物品（輸入）</p> <p>（画像情報の送信）</p> <p>69 の 12-1-6 認定手続において、輸入者等又は権利者から、認定手続において証拠を提出し、意見を述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があつた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1) 輸入差止申立書が受理されている場合 <u>当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されてい</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>述べるため必要であるとして、当該認定手続に係る疑義貨物の画像情報の電子メールによる送信を希望する旨の申出があった場合は、原則として一回に限り、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、<u>以下の場合は電子メールによる送信を行わないことができる</u>。この場合においては、その理由を当該申出をした輸入者等又は権利者等に対し説明するものとする。</p> <p>① <u>輸入者等又は権利者等が送信を希望する画像情報が大量である場合</u> ② <u>業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合</u> ③ <u>輸入差止申立書が受理されていない場合であって、疑義貨物の形状又は侵害の疑いのある部分の状況等により、画像情報によっては輸入者等又は権利者等が証拠を提出し、意見を述べることができないと判断される場合</u></p> <p>(2) <u>個別情報の取扱い</u> <u>送信する画像情報により、疑義貨物に係る個別具体的な情報（法第 69 条の 12 第 1 項から第 3 項までの規定により権利者に通知するべきものを除く。）が権利者等に了知されなければならないよう十分留意し、必要に応じて輸入者等に権利者等に了知された場合に支障がある箇所がないか確認のうえ対応することとする。</u></p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (省略) (2) <u>侵害の事実を疎明するための資料</u> 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合 (注 2) 「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。 ① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）</p>	<p>る知的財産に係るものである場合は、当該疑義貨物の画像情報を電子メールで送信することとする。ただし、電子メールによる送信は、原則として一回に限るものとし、輸入者等又は申立人が送信を希望する画像情報が大量であるほか、業務遂行上真にやむを得ない理由により、画像情報の電子メールによる送信ができない場合は電子メールによる送信を行わないことができる。この場合においては、その理由を当該申出をした輸入者等又は申立人に対し説明するものとする。</p> <p>(2) <u>輸入差止申立書が受理されていない場合</u> 当該認定手続に係る疑義貨物が、「輸入差止申立書」が受理されてい<u>る知的財産に係るものではない場合は、原則として、画像情報の電子メールによる送信は行わない。</u></p> <p>(輸入差止申立書の添付資料)</p> <p>69 の 13-3 「輸入差止申立書」に添付を求める資料は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) (同左) (2) <u>侵害の事実を疎明するための資料</u> 輸入差止申立てに係る侵害すると認める物品が侵害物品に該当する事実を疎明する資料であり、認定手続及び輸入差止申立てにおける専門委員意見照会等において輸入者等の利害関係者に開示できるもの (注 1) 「侵害の事実」とは、国内外において現に侵害すると認める物品が存在している必要性は必ずしもなく、過去に権利侵害があったこと等により侵害すると認める物品の輸入が見込まれる場合 (注 2) 「利害関係者」とは、輸入差止申立てについて利害関係を有すると認められる者をいい、例えば、次の者をいう。以下この節において同じ。 ① 差止対象物品の輸入者（輸入する予定があると認められる潜在的輸入者を含む。）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者 ③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p> <p>イ～ロ (省略)</p> <p>ハ 商標権</p> <p>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す<u>写真等</u>の資料であって、<u>商品全体を観察できるもの</u>（<u>補足説明を含む</u>）。なお、この場合、次の①及び②の事項が明らかになるよう留意する。（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>① 侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であること ② 侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であること</p> <p>ニ～ヘ (省略)</p> <p>(3)～(5) (省略)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。なお、申立審査通達の第 1 章の 3 の(1)により、公表前に「輸入差止申立書」の記載事項の補正が必要であると判明した場合は、申立人に補正を求め、補正後速やかに公表するものとする。</p> <p>①～⑤ (省略)</p> <p>⑥ 「<u>公表日及び意見を述べることができる期間</u>」 税関ホームページに<u>公表した日及び意見を提出できる期限</u>を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。</p> <p>(2)～(3) (省略)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>	<p>② 差止対象物品の国内における輸入者以外の取扱事業者 ③ 海外における差止対象物品（当該物品の部分品が侵害と認められる場合における当該部分品を含む。）の製造者及び輸出者</p> <p>イ～ロ (同左)</p> <p>ハ 商標権</p> <p>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、例えば次の①から③の資料（当該物品が権利侵害を構成することを証する判決書、仮処分決定通知書、判定書又は弁護士等が作成した鑑定書が提出された場合は、この限りでない。）</p> <p>① <u>侵害すると認める物品の標章の使用の態様を示す資料であって、商品全体が観察できる資料</u> ② <u>侵害すると認める物品に付された商標が登録商標と同一又は類似する商標であることを明らかにする資料</u> ③ <u>侵害すると認める物品が指定商品と同一又は類似する商品であることを明らかにする資料</u></p> <p>ニ～ヘ (同左)</p> <p>(3)～(5) (同左)</p> <p>(輸入差止申立ての受理前の公表等)</p> <p>69 の 13-6 前記 69 の 13-2 の規定に基づき提出された「輸入差止申立書」の記載事項及び添付資料に不備がないことを確認したときは、速やかに以下の事務を行うものとする。</p> <p>(1) 税関ホームページにおける公表等</p> <p>総括知的財産調査官は、申立審査通達の第 1 章の 2 の(1)により申立先税関の本関知的財産調査官から送付された「輸入差止申立書」等の写しに基づき、次の事項を財務省の税関ホームページを利用して公表する。この場合には、利害関係者が申立先税関に意見を提出できる旨を付記するものとする。</p> <p>①～⑤ (同左)</p> <p>⑥ 「<u>意見を述べることができる期間</u>」 意見を提出できる期限を表示する。その期限の最終日は、税関ホームページに公表した日から 10 日（行政機関の休日を含まない。）となる日を設定するものとする。</p> <p>(2)～(3) (同左)</p> <p>(4) 利害関係者による意見書の提出</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>イ 利害関係者からの意見書提出 利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 利害関係者からの<u>補正意見書</u>の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から<u>補正意見書</u>の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第1章の3の(4)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、税関ホームページで明示した公表日から起算して25日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日）までに<u>補正意見書</u>を提出することができる。</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（<u>補正意見書</u>を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めるものとする。</p> <p>（輸入差止申立ての内容変更） 69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があつた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (省略)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。</p> <p>（注）「新たな侵害疎明が必要となる」場合とは、当初の輸入差止申立て</p>	<p>イ 利害関係者からの意見書提出 利害関係者が輸入差止申立てについて意見を述べることを希望する場合は、申立先税関の本関知的財産調査官は、上記(1)の⑥の税関ホームページで明示した提出期限までに、氏名又は名称及び住所、利害関係の内容並びに意見を記載した書面により提出するよう求めるものとする。</p> <p>ロ 利害関係者からの<u>追加意見書</u>の提出 上記(1)により期限内に意見を提出した利害関係者から<u>追加意見書</u>の提出の申出があり、やむを得ない事情があると認められる場合には、税関ホームページで明示した提出期限の翌日から5日（行政機関の休日を含まない。）を経過する日（専門委員制度運用通達の第1章の3の(3)に規定する意見聴取の場を開催する場合は、<u>その開催の日の7日（行政機関の休日を含まない。）前</u>の日）までに、<u>追加意見書</u>の提出を認めるものとする。</p> <p>(5) 利害関係者意見書の開示 申立先税関の本関知的財産調査官は、利害関係者から提出された意見書（<u>追加意見書</u>を含む。）をその写しの交付等により申立人に開示するものとする。ただし、営業秘密等申立人に開示することにより自らの利益が害されると認められる事項として、当該利害関係者が非公表としている部分を除くものとする。なお、申立先税関の本関知的財産調査官は、その開示にあたって、複写による資料の正確な再現が困難である等やむを得ないと認められる場合は、利害関係者に対して、副本の提出を求めるものとする。</p> <p>（輸入差止申立ての内容変更） 69の13-10 輸入差止申立て（前記69の13-9の規定に基づく更新を含む。後記69の13-11までにおいて同じ。）を受理した後、輸入差止申立ての有効期間内に申立人から、内容変更（追加情報を含む。）の申出があつた場合の取扱いは、次による。</p> <p>(1)～(2) (同左)</p> <p>(3) 上記(2)により内容変更の書面の写しの送付を受けた総括知的財産調査官は、当該内容変更すべき事項について、新たな侵害疎明が必要となるか否かを申立先税関の本関知的財産調査官に通知するものとする。申立先税関の本関知的財産調査官は、新たな侵害疎明が必要となるものについては、原則として前記69の13-2の(3)に規定する「輸入差止申立書」の提出を新たに求めることになるので、留意する。なお、総括知的財産調査官は、新たに「輸入差止申立書」の提出を求める必要があると</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>において「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明が必要とされる場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</p> <p>(4) (省略)</p> <p>(経済産業大臣意見照会手続等)</p> <p>69の18-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の18第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5938)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時の提出資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。<u>なお、不正競争防止法第2条第1項第10号及び第11号の行為を組成する物品に係る意見照会を行う場合は、必要に応じて疑義貨物の見本を添付することとする。</u></p> <p>(3)～(5) (省略)</p>	<p>判断した場合には、申立先税関の本関知的財産調査官にその旨を併せて通知することとする。</p> <p>(注)「新たな侵害疎明」とは、当初の輸入差止申立てにおいて「侵害と認める理由」に記載した事項と異なる疎明を行おうとする場合であって、例えば、申立対象物品が異なる場合などを指す。</p> <p>(4) (同左)</p> <p>(経済産業大臣意見照会手続等)</p> <p>69の18-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第69条の18第1項((農林水産大臣等に対する意見の求め))に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあっては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2) 経済産業大臣意見照会は、「経済産業大臣意見照会書」(C-5938)に、経済産業大臣が意見を述べるに際し参考となるべき資料を添えて、これを経済産業大臣に提出して行うものとする。この場合において、「経済産業大臣意見照会書」に記載する理由には、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載する。また、添付資料は、輸入差止申立て時に提出した資料の写し並びに申立人及び輸入者等が認定手続において提出した証拠・意見の写しとする。この場合において、経済産業大臣意見照会に關し経済産業大臣に提出する書面及び資料は、正副2部とする。</p> <p>(3)～(5) (同左)</p>
<p>第8章 不服申立て</p> <p>(申出のあった場合の教示)</p> <p>89-7 行政不服審査法第57条第2項に規定する教示は、次による。</p> <p>(1) 当該教示を求めた者が、当該処分の相手方である場合又は当該処分について利害関係があることを疎明した場合に行うこととする。</p> <p>(2) 当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及</p>	<p>第8章 不服申立て</p> <p>(申出のあった場合の教示)</p> <p>89-7 行政不服審査法第57条第2項<u>《申出があつた場合の審査庁等の教示》</u>に規定する教示は、次による。</p> <p>(1) 当該教示を求めた者が、当該処分の相手方である場合又は当該処分について利害関係があることを疎明した場合に行うこととする。</p> <p>(2) 当該教示について、教示を求めた者が書面による教示を求めた場合及</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。	び書面で教示を求めた場合には、次により記載して書面で行う。
イ 处分について不服申立てをすることができる場合	イ 处分について不服申立てをすることができる場合
不服申立てについて	不服申立てについて
(年号) 年 月 日付第〇〇号をもつてした処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して2月以内に、〇〇税関長に対して異議申立てすることができます。ただし、この期間であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。	昭和 年 月 日付〇〇号をもつてした処分について不服があるときは、当該処分（注1）があつたことを知った日の翌日から起算して2月以内に、税関長（注2）に対して異議申立てすることができます。ただし、この期間であつても、この処分（注1）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後はすることができません。
ロ 当該処分について不服申立てができない場合	ロ 当該処分について不服申立てができない場合
不服申立てについて	不服申立てについて
(年号) 年 月 日付第〇〇号をもつてした処分については、不服申立てをすることができません。	昭和 年 月 日付〇〇号をもつてした処分（注1）については、不服申立てをすることができません。
ハ （削除）	ハ 上記イ、ロの注については、前記 89-6（不服申立てについての教示）の(3)のロに準ずる。
（異議申立てについて決定する場合の教示）	（異議申立てについて決定する場合の教示）
89-8 行政不服審査法第47条第5項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。	89-8 行政不服審査法第47条第5項《異議申立てについて決定する場合の教示》及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示は、異議申立てについての決定の内容が、当該異議申立ての全部を認容したものであるときは行わないこととし、当該異議申立てを却下し、棄却し、若しくは一部認容したものであるとき又は当該異議申立てに係る処分を変更したものであるときは行うこととする。
なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記載する。	なお、教示を行う場合は、「決定書」(C-7010)の末尾に次の文言を記入する。
(1) 法第91条第1号に掲げる処分又は同条第2号に掲げる通知の異議申立てについて決定する場合	(新規)
「不服申立てについて」	「不服申立てについて」この決定を経た後の処分にお不服があるとき

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求することができます。ただし、この決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。</p> <p>「取消しの訴えについて」</p> <p><u>1 処分の取消訴訟</u></p> <p>この決定を経た後の処分になお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p><u>2 決定の取消訴訟</u></p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p>	<p>は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求することができます。</p> <p>「決定の取消訴訟について」</p> <p>イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>ロ この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>ハ この決定に係る取消訴訟は、決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 上記(1)以外の税関長の処分に係る異議申立てについて決定する場合</p> <p>「不服申立てについて」 <u>この決定を経た後の処分になお不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 1 月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関 3 丁目 1 番 1 号）に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があった日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、審査請求をすることができません。</u></p> <p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>(1) この決定を経た後の処分になお不服があるときは、審査請求についての裁決を経ずに、裁判所に対して処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。</p> <p>(2) 処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 処分の取消訴訟は、この決定を知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>2 決定の取消訴訟</p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「決定の取消訴訟」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) 決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</p> <p>(3) 決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>（一括決定した場合の教示の方法）</p> <p>89-9 前記 89-5（国税通則法による異議申立てとの併合）により一括し</p>	<p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て決定を行った場合の行政不服審査法第47条第5項、国税通則法第84条第6項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」</p> <p>この決定を経た後の処分にお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税審判官（ ）（注3）に提出して下さい。</p> <p>「取消しの訴えについて」</p> <p>1 処分の取消訴訟</p> <p>この決定を経た後の処分にお不服があるときに、裁判所に対する処分の取消しの訴え（以下「処分の取消訴訟」といいます。）は、処分についての審査請求を提起し、これに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ずに提起することができます。この場合の処分の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。ただし、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</p> <p>(1) 審査請求がされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 内国消費税に係る更正決定等の取消しを求める訴えを提起した方が、その訴訟の係属している間に当該更正決定等に係る内国消費税の課税標準又は税額等についてされた他の更正決定等の取消しを求</p>	<p>て決定を行つた場合の行政不服審査法第47条第5項及び国税通則法第84条第6項及び行政事件訴訟法第46条第1項に規定する教示については、次の要領により記載するものとする。</p> <p>(1) 決定書に記載する教示文言は次による。</p> <p>「不服申立てについて」この決定を経た後の処分にお不服があるときは、次のとおり審査請求をすることができます。</p> <p>1 この決定に係る処分のうち関税に関する法律（注1）に基づく処分については、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に財務大臣（東京都千代田区霞が関3丁目1番1号）に対して審査請求をすることができます。</p> <p>2 この決定に係る処分のうち内国消費税等に関する法律（注2）に基づく処分については、この決定書の謄本の送達があつた日の翌日から起算して1月以内に国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。この場合、国税不服審判所長あての審査請求書を国税不服審判所長首席国税審判官（ ）（注3）に提出して下さい。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>めようとするとき。</p> <p>(3) <u>処分、処分の執行又は手続の続行（内国消費税に係る処分については、審査請求についての裁決を経ること）により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</u></p> <p>(4) <u>その他審査請求についての裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</u></p> <p><u>2 決定の取消訴訟</u></p> <p>(1) 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「<u>決定の取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>(2) <u>決定の取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</u></p> <p>(3) <u>決定の取消訴訟は、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過したとき又はこの決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、提起することができません。</u></p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p> <p>イ <u>注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。（例えば、関税法、消費税法、地方税法）</u></p> <p>ロ <u>注3の「国税不服審判所長首席国税審判官（　）」については、処分に係る教示を行うべき税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　）内には、同提出先の所在地を記入する。</u></p> <p><u>（異議申立てについての決定の送達）</u></p> <p>89-10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本を<u>もって</u>行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便を<u>もって</u>行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。</p> <p>なお、<u>参加人がいるときは、当該参加人にも決定書の謄本を送付する。</u>また、当該異議申立てに係る処分が税関支署その他の税関官署においてな</p>	<p>「<u>決定の取消訴訟について</u>」</p> <p>イ 手続上の瑕疵があるなど、この決定固有の違法を主張する場合は、裁判所に対して決定の取消しの訴え（以下「<u>取消訴訟</u>」といいます。）を提起することができます。ただし、決定の取消訴訟においては、異議申立ての対象となった処分の違法を理由として取消しを求めるることはできないこととされています。</p> <p>ロ <u>この決定に係る取消訴訟の被告とすべき者は国（代表者 法務大臣）となります。</u></p> <p>ハ <u>この決定に係る取消訴訟は、決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月を経過したときは、提起することができません。</u></p> <p>(2) 上記(1)の注については次による。</p> <p>イ <u>注1及び注2の「関税に関する法律」及び「内国消費税等に関する法律」については、当該処分の根拠法律の名称を明記する。（例えば、関税法、消費税法、地方税法）</u></p> <p>ロ <u>注3の「国税不服審判所長首席国税審判官（　）」については、処分に係る教示を行うべき税関（本関）の所在地を管轄する国税不服審判所の支部の首席国税審判官を審査請求書の提出先として記入するとともに、（　）内には、同提出先の所在地を記入する。</u></p> <p><u>（異議申立てについての決定の送達）</u></p> <p>89-10 異議申立ての決定の送達は、決定書謄本を<u>もって</u>行うものとする。送達を受けるべき者に対する同謄本の送付は、郵送による場合は、配達証明付郵便を<u>もって</u>行うこととし、また、手交する場合は送達を受けるべき者から受領書を徴しておくものとする。</p> <p>なお当該異議申立てに係る処分が税関支署においてなされたものである場合には、決定書写しを当該税関支署に送付するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
されたものである場合には、決定書 <u>謄本</u> を当該税関支署 <u>その他の税関官署</u> に送付するものとする。	